

武蔵野市 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 3 年改定版）（令和 3 年 6 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「改定指針」という。）に基づき、優先的検討規程を定め、民間活力の導入により公共施設等の整備等に係る費用負担の軽減や平準化を図るとともに、市民に対する良好かつ費用対効果の高いサービスの提供を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (2) 公共施設 武蔵野市公共施設等総合管理計画における対象施設として公共施設に位置付けているもののうち、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、健康・医療施設、学校教育施設、子育て支援施設、コミュニティセンター、劇場・ホール・文化・集会施設、生涯学習施設、スポーツ施設、行政施設、住宅施設、防災・災害対策施設をいう。
- (3) 都市基盤施設 武蔵野市公共施設等総合管理計画における対象施設として都市基盤施設に位置付けているもののうち、ごみ処理施設、公園施設、道路施設、橋りょう施設、駐輪・駐車施設、上水道施設及び下水道施設をいう。
- (4) 公共施設等 公共施設及び都市基盤施設をいう。
- (5) 整備等 公共施設等の建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (6) 公共施設整備事業 公共施設等の整備等に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）をいう。
- (7) 特定事業 公共施設整備事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
- (8) 公共施設等の管理者等 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長をいう。
- (9) 利用料金 公共施設等の利用に係る料金をいう。
- (10) 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、市民に

対するサービスの提供を含む。

- (11) 公共施設等運営事業 特定事業であって、P F I 法第16条の規定による設定を受けて、武蔵野市が所有権を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。
- (12) 公共施設等運営権 公共施設等運営事業を実施する権利をいう。
- (13) 従来型手法 公共施設整備事業の実施にあたり、自ら公共施設等の整備等を行う従来どおりの手法をいう。
- (14) 優先的検討 従来型手法に優先して多様なP P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを検討することをいう。
- (15) 優先的検討規程 優先的検討を行うための基準及び手続をいう。

（対象とするP P P / P F I 手法）

第3条 優先的検討の対象とするP P P / P F I 手法は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
 - ア 公共施設等運営権方式
 - イ 指定管理者制度
 - ウ 包括的民間委託
 - エ O方式（運営等Operate）
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
 - ア B T O方式（建設Build－移転Transfer－運営等Operate）
 - イ B O T方式（建設Build－運営等Operate－移転Transfer）
 - ウ B O O方式（建設Build－所有Own－運営等Operate）
 - エ D B O方式（設計Design－建設Build－運営等Operate）
 - オ R O方式（改修Renovate－運営等Operate）
- (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
 - ア B T方式（建設Build－移転Transfer）
 - イ D B方式（設計Design－建設Build）
 - ウ 民間建設借上方式

2 前項に掲げるもののほか、制度の変更、民間市場の成熟等に合わせて、新たに手法が追加された場合には、当該手法についても対象とする。

（優先的検討の開始時期）

第4条 公共施設等の管理者等は、次に掲げる場合又は公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために、基本計画等を策定する場合
- (2) 公共施設等の維持管理及び運営の見直しを行う場合

- (3) 公共施設等の複合化、多機能化、長寿命化等の方向性を検討する場合（優先的検討の対象とする事業）

第5条 公共施設等の管理者等は、公共施設整備事業が次の各号のいずれかに該当する場合には、優先的検討の対象とする。

- (1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設又は改修を含むものに限る。）
- (2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 建築可能な公共施設等の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が2,000平方メートル未満の公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (5) 武蔵野市公共施設等マネジメント庁内推進本部設置要綱（平成29年3月3日施行）第1条に規定する武蔵野市公共施設等マネジメント庁内推進本部における総合的検討により、市長が優先的検討の対象から除くことを決定した公共施設整備事業

3 前項第1号に該当する公共施設整備事業は、優先的検討をせずにPPP/PFI手法を採用することができる。

4 第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する公共施設整備事業は、優先的検討をせずに従来型手法を採用することができる。

5 第2項第2号の規定にかかわらず、類似の個別施設の運営等の一体化、他の公共施設等との複合化等をした場合において、当該公共施設等の用に供する床面積の合計が2,000平方メートル以上となる場合には、優先的検討の対象とする。

（適切なPPP/PFI手法の選択）

第6条 公共施設等の管理者等は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業（以下「対象事業」という。）について、次条に規定する簡易な検討（以下「簡易な検討」という。）又は第8条に規定する詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該対象事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該対象事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を

選択できるものとする。

- 2 公共施設等の管理者等は、採用手法が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、簡易な検討又は詳細な検討を経ずに当該採用手法の導入を決定することができるものとする。
 - (1) 指定管理者制度に関する基本方針（令和4年12月策定）において、指定管理者の指定を行うことを決定している公の施設における公共施設整備事業（運営等を行うものに限る。）の場合 簡易な検討及び詳細な検討を省略することができる。
 - (2) 道路、下水道、公園等の公共施設整備事業において、第3条第1項第1号ウの包括的民間委託の導入を検討する場合 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施することができる。
 - (3) 採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出、民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入の検討にあたって導入可能性調査を実施することが通例である場合 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施する。
 - (4) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施する。

（簡易な検討）

第7条 公共施設等の管理者等は、事業特性に関する次に掲げる事項について、定性的な観点から対象事業への採用手法の導入が有利であるかを簡易的に検討し、評価（以下「定性的評価」という。）を行う。評価の結果、原則として全ての事項に該当する場合には、採用手法の導入の適性が高いと判断する。

- (1) 性能発注の原則に基づき、民間事業者の創意工夫の余地があること。
- (2) 当該対象事業を実施することができる民間事業者が複数存在し、競争原理が働くこと。
- (3) 長期契約の原則を踏まえ、事業期間を長く設定できる可能性があること（対象事業が運営等を含む場合に限る。）。
- (4) リスク分担の明確化の原則のもと、事業開始後の官民の役割分担をあらかじめ明確にできる見通しがあること（対象事業が運営等を含む場合に限る。）。
- (5) 採用手法の導入の検討及び民間事業者の選定等の手続に必要な期間を確保できる見込みがあること。

2 公共施設等の管理者等は、定性的評価に加え、次に掲げる事項についても検討するものとする。

- (1) 行政分野を横断した多機能化の可能性の有無
- (2) 法規制等の制約、補助制度、財政措置等の課題の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、採用手法の導入を決定した場合に生じる可能性がある課題の有無

3 公共施設等の管理者等は、前条第1項の規定により複数の手法を選択した場合には、各手法について定性的評価及び前項の規定による検討を行うものとする。

4 公共施設等の管理者等は、採用手法の選択の妥当性及び定性的評価にあたっては、客観性を確保するために民間事業者への意見聴取等を行うとともに、これを踏まえた評価を行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、他の自治体等におけるPPP/PFI事業の先行事例等に照らし、採用手法の導入を前提に詳細検討を進める場合又は民間事業者への意見聴取等を行うための公募に応じる事業者がない場合には、民間事業者への意見聴取等を行わないことができる。

(詳細な検討)

第8条 公共施設等の管理者等は、簡易な検討において採用手法の導入の適性が高いと判断した公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行ったうえで、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 公共施設等の管理者等は、簡易な検討の結果、次に掲げる事項をインターネット上で公表するものとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業を所管する課の名称
- (3) 事業の概要(事業の目的、内容及び目標)
- (4) 採用手法導入の検討の結果及びその理由

2 公共施設等の管理者等は、詳細な検討の結果、採用手法の導入に適しないと評価した場合には、その旨及びその他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項をインターネット上で公表するものとする。

3 公共施設等の管理者等は、採用手法導入の検討の結果を決定したときは、遅滞なく第1項又は前項に規定する事項について公表するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、公共施設等の管理者等は、詳細な検討の結果

の公表が当該事業の発注に係る予定価格の推測につながるおそれがある場合には、入札手続の終了後の適切な時期に公表するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年3月 日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

担当課 総合政策部資産活用課